

広島市告示（安佐南区）第103号
令和7年11月14日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年11月14日から同月28日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南2区 629号線	安佐南区高取北三丁目 609番地先から 安佐南区高取北三丁目 571番1地先まで	令和7年11月14日